

宅地建物取引業法

1. 案内情報

手続名：指定流通機構に係る届出、認可等申請手続

- ・名称又は主たる事務所の所在地の変更の届出
宅地建物取引業法第50条の2第3項
- ・業務の一部の委託の承認
宅地建物取引業法第50条の3第2項
- ・指定流通機構登録業務規定認可・変更認可
宅地建物取引業法第50条の5第1項
- ・事業計画及び収支予算認可・変更認可
宅地建物取引業法第50条の8第1項
- ・事業報告書及び収支決算書提出
宅地建物取引業法第50条の8第2項
- ・役員の選任及び解任の認可
宅地建物取引業法第50条の10第1項
- ・登録業務の休廃止の届出
宅地建物取引業法第50条の13第1項

手続対象者 (財)東日本不動産流通機構
(社)中部圏不動産流通機構
(社)近畿圏不動産流通機構
(社)西日本不動産流通機構
(指定流通機構に指定された団体)

提出時期

- ・名称又は主たる事務所の所在地の変更の届出
変更しようとする日の2週間前まで
- ・事業計画及び収支予算認可
当該年度の開始前
- ・事業報告書及び収支決算書提出
当該事業年度終了後3月以内
- ・登録業務の休廃止の届出
休止し、又は廃止しようとする日の30日前まで
- ・上記以外の手続
随時

提出方法 認可等に係る申請書等を作成し、国土交通省総合政策局不動産課へ提出してください。

手数料 無し

2. 窓口情報

提出先：国土交通省総合政策局不動産課 03-5253-8111(代表)

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先にお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

審査基準・届出事項等

- ・業務の一部の委託の承認
宅地建物取引業法施行規則(以下「施行規則」)第19条の4による
- ・指定流通機構登録業務規定認可・変更認可
宅地建物取引業法第50条の5及び施行規則第19条の5による
- ・登録業務の休廃止の届出
施行規則第19条の8による

不服申立方法

- ・行政不服審査法の規定による